

「外航船舶用品及び国際線航空機用品」の輸入割当て申請資格の確認について

52貿局第3145号 (52.9.2)

最終改正：令和2年12月28日付け・輸入注意事項2020第21号

「外航船舶用品及び国際線航空機用品」の輸入割当てを受けようとする者は、下記により経済産業大臣による輸入割当て申請資格の確認を受けて下さい。なお、本確認を受けた者は、以降輸入割当てを受けようとする場合に新たに資格の確認を受ける必要はありません。

記

1 輸入割当て申請資格の確認申請に必要な書類

(1) 輸入割当て申請資格申請書（別紙様式）（2通）

提出先 貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課

(2) 添付書類

① 外航船舶用品（指定遠洋漁業船用品を含む。）の輸入割当て申請資格の確認を受けようとする者にあつては、

イ 事業の概要（申請者が他の事業を兼営している場合はその事業の概要を含む。）を記載した書類1通

ロ 営業しようとする港湾及び事業所付近の見取図（営業所を明示すること。）1通

ハ 関税法（昭和29年法律第61号）第24条第2項の規定に基づく税関長の許可を受けていることを証する書類、原本及び写し1通

ニ 飲食料品等の積み込みのために常時使用できる作業船を所有し、又は用船していることを証する書類、原本及び写し1通

ホ 保税扱いのまま外航船舶に積み込むための施設を有していることを証する書類、原本及び写し1通

ヘ 指定遠洋漁業船については、関税法施行規則（昭和41年大蔵省令第55号）第3条に規定されていることを証する書類、原本及び写し1通

② 国際線航空機用品（保税食品）の輸入割当て申請資格の確認を受けようとする者にあつては、

イ 上記①のイに掲げる書類1通

ロ 営業しようとする空港及び事務所付近の見取図（営業所を明示すること。）1通

ハ 国際空港内における国際線航空機用飲食料品補給業者として空港管理規則（昭和27年運輸省令第44号）第12条の規定に基づく運輸省地方航空局長の構内営業の承認を受けていることを証する書類、原本及び写し1通

ニ 保税扱いのまま国際線航空機に積み込むための施設を有していることを証する書類、原本及び写し1通

③ 国際線航空機用品（加工食品）

- イ 上記①のイに掲げる書類 1 通
 - ロ 上記②のロに掲げる書類 1 通
 - ハ 国際空港内における国際線航空機飲食料加工補給業者として空港管理規則(昭和 27 年運輸省令第 44 号)第 12 条の規定に基づく運輸省地方航空局長の構内営業の承認を受けていることを証する書類、原本及び写し 1 通
 - ニ 当該国際空港内に加工工場を有し、かつその周辺に使用できる倉庫を所有していることを証する書類、原本及び写し 1 通
- なお、既に上記①、②及び③について経済産業大臣による資格の確認を受けている者については、上記添付書類に代え当該確認を証するに足る書類、原本及び写し 1 通
- 以上の資格の確認に当たり必要な資料を求めることがある。
- (注) 原本は照合の上返却します。

2 同上提出期間

- (1) 年度上期に輸入割当てを申請しようとする者は、当該年度の前年度の 1 月 31 日まで
- (2) 年度下期に輸入割当てを申請しようとする者は、当該年度の 7 月 31 日まで

3 確認事項

上記 1 (2)①、②及び③の事項に係る事実を確認する。

4 その他の事項

この資格の確認を受けた者が、当該確認を紛失したとき又は確認を受けた内容に変更があったときは速やかに当該事実を証する書類を添えて経済産業大臣に届け出なければならない。

輸入割当申請資格確認申請書

経済産業大臣 殿

申請者

氏名又は名称
及び代表者の氏名
住 所
電 話 番 号

弊社は、下記の輸入割当申請資格者の確認を申請します。

記

- 1 外航船舶用品（指定遠洋漁業船用品を含む。）
- 2 国際線航空機用品（保税食品）
- 3 国際線航空機用品（加工食品）

(注) 該当する項目を「○」でかこんでください。

確認番号 号

上記の事実を確認する。

経済産業大臣の記名押印

月 日
資 格
記名押印

(注) 用紙の大きさは、B列5番とすること。